2024 前期　埼玉足場の組立て等作業主任者技能講習のご案内（実施計画）

一般財団法人　日本産業技能教習協会　　-- http://www.kyousyu.org --
本部　荒川区東日暮里 6-60-10　8F　TEL　03-5838-6924
熊谷教習所　埼玉県熊谷市三ケ尻 3858　TEL　048-532-5781

（初版 R6.1.31 作成）

安全衛生管理体制に関する法令**(労働安全衛生法第14条、施行令第6条)**により、事業者は、足場の組立て、解体及び変更の作業について、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を、主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければならないことが定められております。**(労働安全衛生規則第16条、別表第1参照)**

なお、ここでいう足場とは、つり足場（ゴンドラのつり足場を除くもの）、張り出し足場、及び高さ5m以上の構造の足場を指します。

当協会は、埼玉労働局登録教習機関（登録第293号）として、表題講習を定期的に開催しておりますので、ご案内申し上げます。

（埼玉局登録第 293 号　教習機関登録更新予定日：2029 年 3 月 30 日）

1. 日程、定員など

実施回	1
日程	6月
	10～11日
開催場所	熊谷教習所
定員	30名

2. 受講資格

（当該の作業とは、足場の組立て、解体及び変更に関する作業を示します。）

①満21才以上で、当該の**作業に3年以上**従事した経験を有する者。

＊平成29年7月1日以降の期間の実務経験は**足場の組立て等特別教育**受講後の期間のみしか認められません。

②満20才以上で、大学、高専、高校、中学において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、卒業後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。

（＊学科、コースなどでの専攻が証明できる書類が必要です）

③満20才以上で、足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号いずれかの訓練を修了し、後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。

（＊該当訓練については、添付の講習科目免除一覧をご確認ください。）

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件（コース分け条件）

コース	日程	金額（受講料+教材費）	コース条件（＊受講資格を満たした上で）
通常	2日	¥19,800(17,600+2,200)	21才、経験3年
免除A	1日	¥13,200(11,000+2,200)	とび1級、2級など
免除B	1日	¥13,200(11,000+2,200)	とび科の職業訓練指導員など

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。
- 申込の際に**「足場の組立て等業務特別教育」受講証明**など各証明書類のご提出をお願いします。

4. 講習科目、時間割例など（時間割例は、休憩時間も含めたものです。）

受付　8:00～8:30　講習　8:45～

講習科目 コース（科目免除）	普	A	B	時間割例		講習時間	講師の氏名
作業の方法に関する知識	○			1日目	8:45～12:00 昼食 12;45～17:00	7時間	原田一男 柿沼勇一 北村雄一
工事用設備,機械,器具,作業環境等に関する知識	○			2日目	8:45～12:00 昼食	3時間	原田一男 安川基行
作業者に対する教育等に関する知識	○	○			12:45～14:25	1時間 30 分	原田一男 北村雄一
関係法令	○	○	○		14:30～16:10	1時間 30 分	原田一男 柿沼勇一
修了試験	○	○	○		16:20～17:20	1時間	

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。
ご了承の程、お願い申し上げます。

5. 申込方法

①WEB フォーム、②WEB サイトから印刷した予約申込書の FAX、③お電話、の何れかの方法にてお申込ください。折り返し、弊協会より「受講申請書」等を郵送いたします。到着後、**必要事項を記入して**、写真**１枚**「縦 4cm×横 3cm」を貼付し、本人確認書類写しを添えて、ご受講日より前に必着でご返送ください。

なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

＊受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意下さい。
ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

＊注意　**開催日の２週間前の時点で１０名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

６．その他

・講義の実施は日本語であり、使用テキストも日本語のみ対応しております。
恐れ入りますが、技能講習、特別教育ともに、日本語理解が不十分な方のご受講はお断りさせていただいております。

・当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会で受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会で**修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者はご持参をお願いいたします。（講習初日に連絡があります。）

・20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。
詳しくはお問い合わせ下さい。（講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい）

足場の組立て等作業主任者技能講習　科目免除一覧

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、受講科目の一部免除が可能です。

	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	1. 足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる者 1）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 2）職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者 3）職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」と言う。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む）を修了した者 4）旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者 5）職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第 2 条第 1 項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成 5 年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第 1 項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2における訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者 2. 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械器具、作業環境等に関する知識

	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
B	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業方法に関する知識 工事用設備、機械器具、作業環境等に関する知識 作業者に関する教育等に関する知識